

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンファイナンス・フレームワーク評価結果を公表します。

株式会社レノバ

グリーンファイナンス・フレームワーク

新規

総合評価

Green 1(F)グリーン性評価
(資金使途)**g1(F)**管理・運営・
透明性評価**m1(F)**

発行体/借入人

株式会社レノバ（証券コード:9519）

評価対象

株式会社レノバ
グリーンファイナンス・フレームワーク

評価の概要

▶▶▶1. 株式会社レノバの概要

株式会社レノバは、独立系再生可能エネルギーの発電、開発運営事業者。2000年にリサイクルワゴンとして設立（2013年に現在の称号に変更）、当初は環境・エネルギー分野での調査・コンサルティングを手掛けていたが、その後プラスチックリサイクル事業に参入、2012年に再生可能エネルギー事業に事業展開し、現在は再生可能エネルギー専業事業者として注力している。2017年に株式公開し、2018年に東証1部に上場。2022年大規模太陽光、大型バイオマスなどの再エネ発電事業を開発・保有し、FIT（固定価格買取制度）を活用して売電収入を得るビジネスモデルで、案件の開拓から開発推進、資金調達、運開後の運営管理まで一貫して手掛ける点が特徴といえる。連結ベースでは発電所ごとに設立したSPCの集合体であり、当社は持株会社的な役割も担っている。

▶▶▶2. レノバの ESG 経営及び脱炭素に向けた取り組み

レノバでは、「自然と、あなたと、ともに未来へ」というコーポレートスローガンの下、再生可能エネルギー発電施設の開発、建設及び運営を行っている。また、「グリーンかつ自立可能なエネルギー・システムを構築し重要な社会的課題を解決する」という経営理念、「日本とアジアにおけるエネルギー変革のリーディング・カンパニーとなること」というビジョンを有し、再生可能エネルギーを中心に 2025 年に制定した中期経営計画では、2030 年までにグロスの設備容量 5.0GW、ネットの設備容量 3.5GW、年間発電量 81 億 kWh、累積 GHG 削減量 2,000 万 t-CO₂ という目標を掲げ、着実に取り組みを進めている。

また、レノバは 2021 年に TCFD 提言に賛同し、経営における気候変動への対応を検証する指標として活用している。その一環としてリスクと機会の認識について分析を行っており、これらの分析は蓄電池発電所の設置の検討等で実際のビジネスにも生かされている。

▶▶▶3. グリーンファイナンス・フレームワークについて

今般の評価対象は、レノバがグリーンボンド又はグリーンローン（グリーンボンドとグリーンローンを総称して「グリーンファイナンス」）により調達する資金を、環境改善効果を有する用途に限定するために定めたグリーンファイナンス・フレームワーク（本フレームワーク）である。JCR では、本フレームワークが「グリーンボンド原則¹」、「グリーンローン原則²」、「グリーンボンドガイドライン³」及び「グリーンローンガイドライン⁴」に適合しているか否かの評価を行う。これらは原則又はガイドラインであって法的な裏付けを持つ規制ではないが、現時点において国内外の統一された基準として当該原則及びガイドラインを参照して JCR では評価を行う。

JCR は、2020 年 7 月にレノバの策定したグリーンボンド・フレームワークに Green 1(F)を付与した上で公表している。今般、レノバはフレームワークによる資金調達手段にローンを加え、資金使途の対象となるプロジェクトを追加し、本フレームワークとして改定している。

レノバは本フレームワークにおける資金使途を、太陽光発電所、洋上・陸上風力発電所、系統用蓄電所、バイオマス発電所及び地熱発電所の建設・開発等の適格プロジェクトに関連する資金に充当することを想定している。また、レノバは本フレームワークで対象とする適格プロジェクトに関して、想定される環境に対する負の影響を特定し、回避・緩和策を講じるとしている。以上より、JCR は本フレームワークで定める資金使途について、高い環境改善効果を有するプロジェクトを対象としていると評価している。以上より、JCR は本フレームワークにおける資金使途について、環境改善効果が期待されるものであると評価している。

適格プロジェクトの選定については、本フレームワークに定められたプロセスに従って評価・選定が行われ、レノバの財務・経営企画本部が選定し、執行役員 CFO にて決定される。グリーンファ

¹ International Capital Market Association (ICMA) "Green Bond Principles 2025"
<https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/green-bond-principles-gbp/>
² Loan Market Association (LMA)、Asia Pacific Loan Market Association (APLMA)、Loan Syndications and Trading Association (LSTA) "Green Loan Principles 2025"
<https://www.lsta.org/content/green-loan-principles/>
³ 環境省 「グリーンボンドガイドライン 2026 年版」
<https://www.env.go.jp/content/000421231.pdf>
⁴ 環境省 「グリーンローンガイドライン 2026 年版」
<https://www.env.go.jp/content/000421231.pdf>

イナンスによって調達された資金はあらかじめ選定された個別の事業に全額が紐付けられるほか、追跡管理及び内部統制にかかる体制についても十分に構築されている。資金の充当状況及び環境改善効果にかかるレポート内容についても適切なものとなっている。したがって、JCR は本フレームワークについて、調達資金に関する管理運営体制が確立されているとともに、投資家に対する透明性を有するものであると評価した。

以上より、JCR はレノバにおける管理運営体制が確立されており、透明性を有すると評価している。

この結果、本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」を“g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。また、本フレームワークは「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると JCR は評価している。

目次

■評価フェーズ1：グリーン性評価

I. 調達資金の使途

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

1. プロジェクトの環境改善効果について
2. 環境・社会に対する負の影響について
3. SDGs との整合性について

■評価フェーズ2：管理・運営・透明性評価

I. 資金使途の選定基準とそのプロセス

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

1. 目標
2. 選定基準
3. プロセス

II. 調達資金の管理

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

III. レポーティング

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

IV. 組織のサステナビリティへの取り組み

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

■評価フェーズ3：評価結果（結論）

評価フェーズ 1: グリーン性評価

g1(F)

I. 調達資金の使途

【評価の視点】

本項では、最初に、調達資金が明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されているかを確認する。次に、資金使途において環境・社会への負の影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署又は外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。最後に、持続可能な開発目標（SDGs）との整合性を確認する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

レノバが本フレームワークで資金使途とした再生可能エネルギー及び系統用蓄電所は、いずれもレノバの中期経営計画2030における累積GHG排出削減量や設備容量などの経営目標や企業理念の達成に資する重要な施策であり、環境改善効果が期待される。

資金使途にかかる本フレームワーク

2. グリーンファイナンス・フレームワーク

2.1 調達資金の使途

当社はグリーンファイナンスによって調達した資金を、以下の適格プロジェクトに関連する新規の支出又はリファイナンスへ充当します。

適格プロジェクト カテゴリー	適格基準
再生可能エネルギー 及び系統用蓄電 所	当社は、再生可能エネルギー発電事業、及びその導入拡大を支える蓄電事業を展開しており、推進するすべての事業が一定のグリーン性を有していると考えている。その中でも、出力規模、設計コンセプト、事業開発進捗等を総合的に検討したうえで、資金充当対象事業の選定を行う。また、当社は、当社の推進するすべての再生可能エネルギー発電事業に対し、統一の進捗管理、承認プロセスを適用している。資金充当対象事業は、現在事業開発中のものも含まれるが、事業化に際して求められる事項をすべて充足する見込みであることを前提とし、以下基準を設定する。 以下の基準を満たす国内外の再生可能エネルギー発電所・施設（太陽光発電、洋上・陸上風力発電、バイオマス発電、地熱発電等）及び関連施設の開発、建設・設置、運営及び維持管理に関する支出 - 国内事業においては、経済産業省への事業計画認定、電力会社の電力受給契約等の再生可能エネルギー発電事業の運営に必要な各種申請や手続き等が適切かつ適法に行われていること（またはその見込みであること） - 対象施設が建設・設置にあたり、環境影響評価手続き、森林法及び河川法等をはじめとする法令及び諸規則を遵守することについて、適用

される法令を確保したうえで必要となる手続きが行われていること
 (またはその見込みであること)

- ・ 対象施設の建設・設置にあたり、周辺住民等への事前説明を実施していること (またはその見込みであること)
- ・ 対象設備の建設・設置が海外で行われる場合には、設置国で求められる設備認定・許認可の取得及び環境影響評価の手続きが適正であること (またはその見込みであること)
- ・ 事業の投資が、関連するグリーンファイナンスの調達から溯って 36 か月以内に実施されたものであること
- ・ バイオマス発電及び地熱発電については、事業期間を通じて CO₂ の削減に貢献すること (地熱発電については、直接排出量が 100g-CO₂/kWh を下回ること)
- ・ バイオマス発電の燃料については、日本政府が求める持続可能性基準に適合した調達が行われていること。なお、本グリーンファイナンスの対象として選定するプロジェクトにおいては、加えて以下の基準をすべて満たすこと。
 - ① 食糧と競合しないこと ② ライフサイクルアセスメント実施によって環境改善効果を確認していること、もしくは国内から調達した燃料であること ③ 輸入バイオマスの場合は、FSC 等により、持続可能性 (合法性) が認証された木材・木材製品であること
- ・ 系統用蓄電事業については、変動する発電量に対応する調整力の確保や、余剰電力の有効活用など、再生可能エネルギーの導入拡大に資する形で事業化されること

【本フレームワークに対する JCR の評価】

1. プロジェクトの環境改善効果について

(1) 資金使途 1：再生可能エネルギー発電

資金使途 1 は、太陽光発電、洋上・陸上風力発電、バイオマス発電、地熱発電等の再生可能エネルギー発電所・施設関連施設の開発、建設・設置、運営及び維持管理に関する支出である。本資金使途は、「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」における「再生可能エネルギー」、「グリーンボンドガイドライン」、「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「再生可能エネルギーに関する事業」に該当する。

太陽光発電・風力発電・バイオマス発電及び地熱発電は化石燃料を代替することで CO₂ 削減効果を有するクリーンなエネルギーである。気候変動抑制に関する多国間の国際的なとりきめであるパリ協定において、今世紀後半に人為起源の温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを掲げており、「脱炭素」を目指すためには太陽光発電・風力発電・バイオマス発電・地熱発電等の再生可能エネルギーの普及が不可欠である。また、日本政府が 2025 年 2 月に定めた第 7 次エネルギー計画の参考資料である 2040 年度におけるエネルギー需給の見通しでは、再生可能エネルギーは 4 割から 5 割を占めており、原子力や火力と並んで主力電源として位置づけられている。レノバが本フレームワークで定めている太陽光発電・風力発電・バイオマス発電・地熱発電等の再生可能エネルギーの導入は、日本の目指す将来のエネルギーミックスの目標達成に資するとともに、パリ協定が目指す脱炭素社会の構築に貢献し、環境改善効果が高いと JCR では評価している。

		2023年度 (速報値)	2040年度 (見通し)
エネルギー自給率		15.2%	3～4割程度
発電電力量		9854億kWh	1.1～1.2兆 kWh程度
電源構成	再生エネ	22.9%	4～5割程度
	太陽光	9.8%	23～29%程度
	風力	1.1%	4～8%程度
	水力	7.6%	8～10%程度
	地熱	0.3%	1～2%程度
	バイオマス	4.1%	5～6%程度
	原子力	8.5%	2割程度
	火力	68.6%	3～4割程度
最終エネルギー消費量		3.0億kL	2.6～2.7億kL程度
温室効果ガス削減割合 (2013年度比)		22.9% ※2022年度実績	73%

図 1：2040 年度のエネルギー需給の見通し⁵

⁵ 出典：資源エネルギー庁「エネルギー基本計画の概要」<https://www.meti.go.jp/files/900015353.pdf>

資金使途の対象となるプロジェクトのうち、太陽光発電事業及び洋上・陸上風力発電事業は、フレームワークに記載されているように関連する法令を遵守し、環境影響評価手続等を適切に行い、より確実に環境改善効果が発現されるものを対象としている。バイオマス発電事業は、国内において行われること、燃料の調達・輸送時等において発生するCO₂排出量や、発電によるCO₂排出削減量を勘案し、事業期間を通じてCO₂削減に貢献していることを条件として、適格クライテリアの対象としている。地熱発電設備は、当該設備の建設及び運営に際し排出されるCO₂が100g-CO₂/kWh未満であることを条件として、資金使途の対象となるプロジェクトとして選定される。バイオマス発電プロジェクトの燃料調達について、レノバはパーム油を用いないこと、その他の燃料についても、日本政府が求める持続可能性基準に適合した調達を行っていることを確認している。レノバは、再生可能エネルギー発電事業を開始した当初より、可能な限り多様な再生可能エネルギーを取り扱い、電源構成の多様化及び再生可能エネルギーの普及に貢献したいと考えており、これまでその取り組みを続けている。2026年8月時点でレノバの運転中及び建設中のプロジェクトの設備容量の合計は約1.7GWにのぼる。エネルギーソース別でも太陽光発電（運転中及び建設中の総設備容量に占める比率：42%、うち小規模・分散型太陽光は順次運転開始）、陸上風力（同25%）、バイオマス（同32%）と、一部はベトナムに広がるなど、日本国内を中心としながらも、その活動範囲はアジアにも広がっている。レノバは日本とアジアにおけるエネルギー変革のリーディング・カンパニーとなることを目指しており、政策の支援、電力需要などを勘案し、国内のみならず海外にも再生可能エネルギー発電設備の開発を目指すものとしている。これらは、発電事業毎に専門的知見を有する担当者を配することで、環境面及び社会面で想定されうるリスクを精査し、適切に対応した後に進められている。

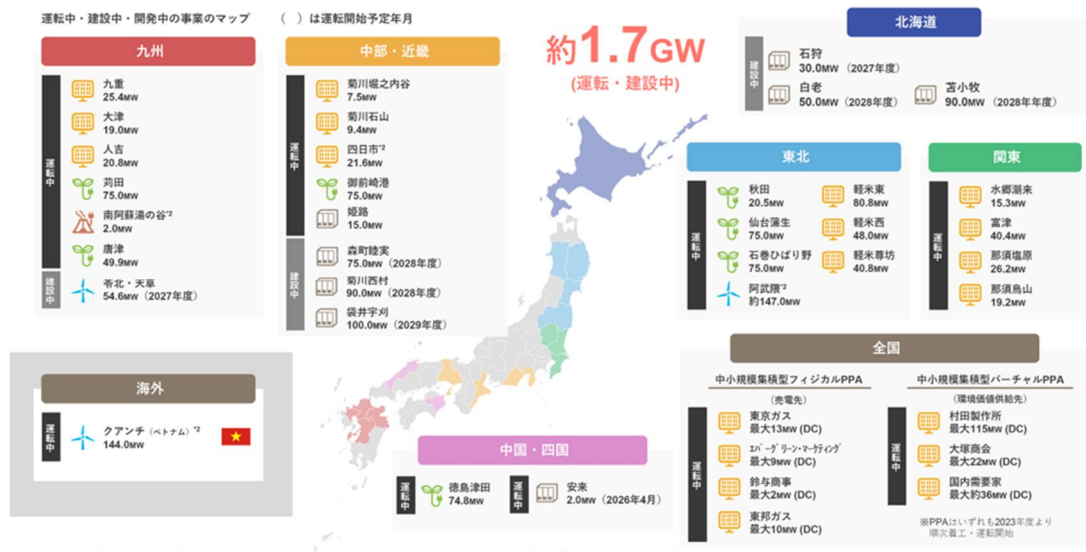


図 2：レノバ運転中・建設中の事業（公表ベース）2026 年 8 月時点⁶

⁶ 出典：レノバ個人投資家向けオンライン説明会資料（2026 年 8 月 2 日）

本フレームワークで掲げられた適格グリーンプロジェクトのうち、既存の発電事業に関しては適切に運営されており、各発電設備の定格容量に見合った発電がなされている。また、開発中の発電事業は、環境・社会面でのリスクに配慮し、関連法令を遵守した上で進められることが想定される。

従って、JCR は本フレームワークで掲げられた資金使途について、CO₂ 排出削減による環境改善効果が高いものであると評価している。

(2) 資金使途 2：系統用蓄電所

資金使途 2 は、系統に接続するための蓄電所の建設やそれに関連する資金である。本資金使途は、「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」における「再生可能エネルギー」、「グリーンボンドガイドライン」、「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「再生可能エネルギーに関する事業」に該当する。

系統用の蓄電所とは、再生可能エネルギー発電所に併設される蓄電池とは異なり、電力会社の送電系統に直接接続される蓄電所を指し、特定の電源の出力変動ではなく、電力システム全体の需給変動への対応に活用されるものである。レノバが設備投資を進める再生可能エネルギーは太陽光や風力といった一定しない間歇的なエネルギーを利用するものであり、設備容量や発電量が増加するにつれて変動性が大きくなる。これは、電力の需要と供給を常にマッチングさせないとならない電力の特性を踏まえると再生可能エネルギー導入のための障壁となる。また、発電量が大きくなる時間帯で送電網の容量が不足する系統制約が発生するリスクに対処できるなど、再生可能エネルギーの導入拡大を支えるものとなる。IEA においても、蓄電池が再生可能エネルギーの大量導入を支える重要な柔軟性リソースであると述べており⁷、世界規模でも蓄電池の導入が急速に拡大している。日本国内においても、資源エネルギー庁は系統用蓄電池の急速な拡大を予想しており、2030 年度に累計で 14.1～23.8GWh まで増加すると想定している。

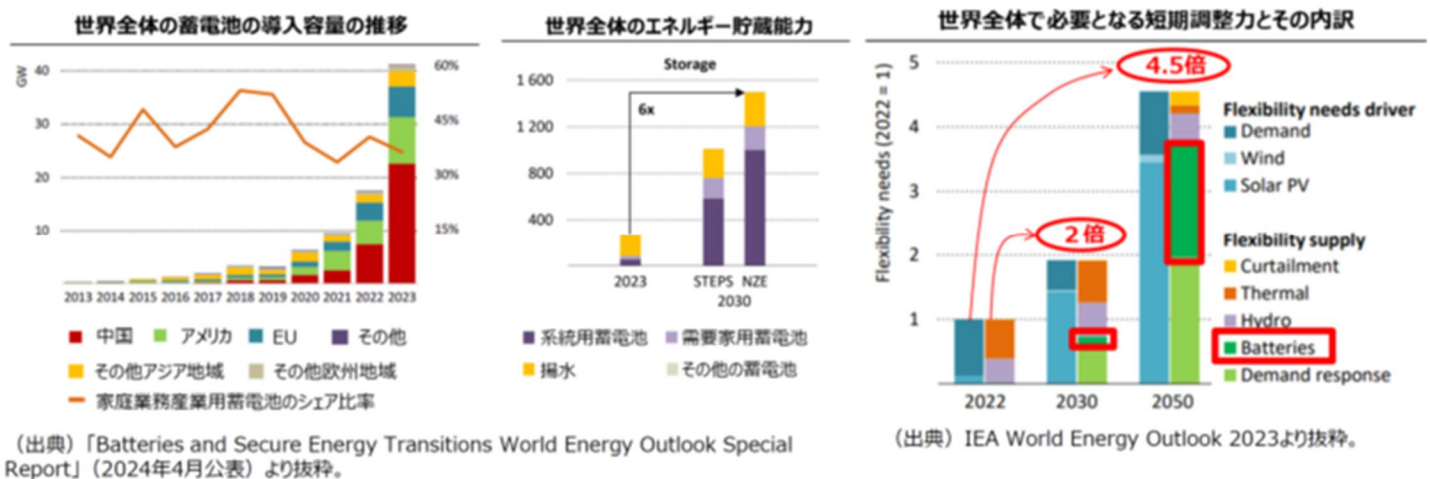


図 3：国際的なエネルギー貯蔵能力ニーズの拡大について⁸

⁷ <https://www.iea.org/commentaries/battery-storage-is-scaling-up-and-taking-on-a-larger-system-role>

⁸ 出典：資源エネルギー庁「系統用蓄電池の現状と課題」(2024年5月)

系統用蓄電池の導入見通し

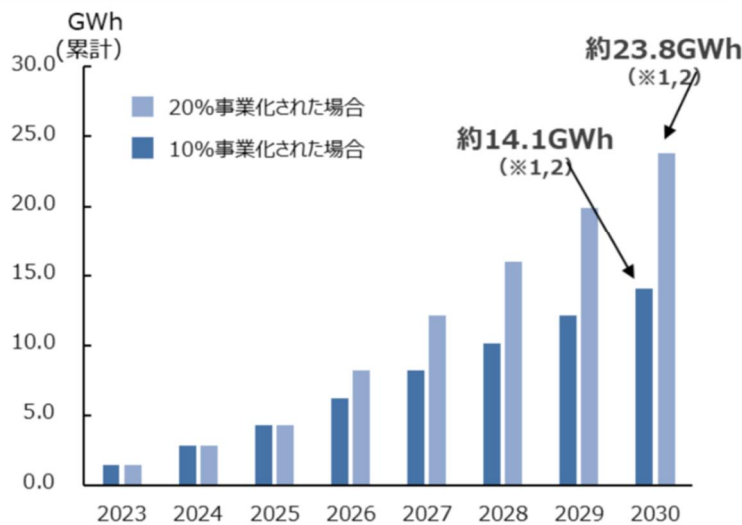


図 4：系統用蓄電池の導入見通し（国内）⁹

本フレームワークが定める系統用蓄電所は変動する発電量に対応する調整力の確保や、余剰電力の有効活用など、再生可能エネルギーの導入拡大に資する形で事業化されることを条件としており、上記の送電網が抱える課題に対する解決策となりうると JCR では評価している。

なお、現在レノバが建設中の蓄電所は 2027 年度から 2029 年度までに運転開始するものであり、今後の再生可能エネルギー発電設備の容量拡大に対する系統側における直接的な支援策となると JCR では評価している。

2. 環境・社会に対する負の影響について

レノバは、国内外における適格プロジェクト事業の実施にあたり、関連する環境法令に従うほか、関係法令の遵守を徹底し、社会倫理に適合した誠実な行動を取るために遵守すべき事項を定めたコンプライアンス憲章¹⁰に従うことをフレームワーク内で記載している。

また、本フレームワークの対象となるプロジェクトに関し、想定されうる環境・社会面におけるネガティブな影響として、以下の要因が考えられる。

- ・プロジェクト対象地の森林伐採・大規模な造成等による自然環境の破壊
- ・事業周辺地域における関係当事者との合意形成の未達
- ・（建設中のプロジェクトの場合）プロジェクトの建設による騒音、振動
- ・発電設備の破損による環境への影響

レノバは資金使途の対象となるプロジェクトを含める再生可能エネルギー発電事業の開発・建設・運営に際して、想定しうる環境面及び社会面へのネガティブな影響について、専門家の知見を

⁹ 出典：資源エネルギー庁「系統用蓄電池の現状と課題」（2024 年 5 月）

¹⁰ レノバ コンプライアンス憲章 <https://www.renovainc.com/sustainability/philosophy/compliance/>

活用し十分に精査することとしている。対象となるプロジェクトは、案件に応じたネガティブな影響を最小限にすべく回避策・対応策を講じた上で推進される。JCR はこれらのリスクに対する手当てについて適切であると評価している。

3. SDGs との整合性について

ICMA の SDGs マッピングを参考にしつつ、JCR では、以下の SDGs の目標及びターゲットに貢献すると評価した。



目標 3：すべての人に健康と福祉を

ターゲット 3.9 2030 年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。



目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.2 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。



目標 8：働きがいも経済成長も

ターゲット 8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。



目標 9：産業と技術革新の基礎をつくろう

ターゲット 9.1 すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。

ターゲット 9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



目標 11：住み続けられる街づくりを

ターゲット 11.3 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。



目標 12：つくる責任、つかう責任

ターゲット 12.4 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。



目標 13：気候変動に具体的な対策を

ターゲット 13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。



目標 15：陸の豊かさも守ろう

ターゲット 15.2 2020 年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。

評価フェーズ 2: 管理・運営・透明性評価

m1(F)

I. 資金使途の選定基準とそのプロセス

【評価の視点】

本項では、本評価対象を通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性及び一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRは本フレームワークにおける目標、グリーンプロジェクトの選定基準、プロセスについて、レノバの取り組みは自社のみならず日本政府のエネルギー政策とも整合的であるほか、グリーンプロジェクトの選定及びそのプロセスにおいて環境分野を専門的に扱う部署が関与していることなどふまえて、適切であると判断している。

1. 目標

目標にかかる本フレームワーク

1.2 企業理念

当社は、再生可能エネルギー専門の事業会社として、以下のミッション、ビジョンを掲げて事業に取り組んでいます。



【本フレームワークに対する JCR の評価】

レノバは、グリーンファイナンスの実行を通じて、再生可能エネルギー及び系統内蓄電所の開発及び建設を推進する。これは、レノバの「グリーンかつ自立可能なエネルギー・システムを構築し、重要な社会的課題を解決する」というミッションと整合的であると JCR では評価している。また、

中期経営計画 2030 でレノバは累積 GHG 排出削減量として「2030 年までに 2,000 万トン」という具体的な目標を掲げており、資金使途の対象となる再生可能エネルギー発電設備や系統内蓄電所の開発は、これらの目標達成に寄与するものである。また、日本政府が第 7 次エネルギー基本計画の参考資料として 2040 年のエネルギーミックスを公表しているが、ここで掲げられている再生可能エネルギーの主力電源化の実現についてもレノバの取り組みは貢献すると JCR は評価している。

したがって、本フレームワークに基づくグリーンファイナンスの実行はレノバが実現したい目標と整合的であるほか、日本政府の再生可能エネルギーの主力電源化といった目的にも合致するものであると JCR では評価している。

2. 選定基準

本フレームワークにおける適格クライテリアは、本レポートの評価フェーズ I で記載の通りである。JCR はプロジェクトの選定基準が適切であると評価している。

3. プロセス

プロセスにかかる本フレームワーク

2.2 プロジェクトの評価及び選定のプロセス

(1) プロジェクト選定プロセス

当社の財務・経営企画本部が各事業部と連携し適格プロジェクト（事業）を選定し、選定された適格プロジェクト（事業）の最終決定は執行役員 CFO が行います。また、事業実施にあたっては、関係法令の遵守を徹底し、社会倫理に適合した誠実な行動を取るために遵守すべき事項を定めたコンプライアンス憲章に従います。

また、グリーンファイナンスの調達については当社の業務執行における最高意思決定機関である取締役会による包括決議を受け執行役員 CFO が決定します。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

グリーンファイナンスの資金使途の対象となるプロジェクトは、専門部署と連携した上で、財務・経営企画本部が選定し、執行役員 CFO にて決定される。JCR は当該選定プロセスにつき、専門部署及び経営陣が関与しており、適切であると評価している。

レノバのグリーンファイナンスに関する目標、選定基準及びプロセスについては本評価レポートにて開示される。また、レノバは、グリーンファイナンス実行時に対象プロジェクト等に関する開示を金銭消費貸借契約書や発行登録書及び発行登録追補書類等による開示を予定しており、JCR は投資家に対する透明性は確保されていると評価している。

II. 調達資金の管理

【評価の視点】

調達資金の管理方法は、資金調達者によって多種多様であることが通常想定される。本評価対象に基づき調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、本評価対象により調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか否か、加えて未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、レノバの資金管理体制が適切に構築されており、調達資金の管理方法については本評価レポートで開示されることから、透明性が高いと評価している。

資金管理にかかる本フレームワーク

2.3 調達資金の管理

当社ではグリーンファイナンスの調達資金全額が充当されるまで、半期毎に内部管理システムを用いて、当社財務・経営企画本部が調達資金の充当状況を管理します。グリーンファイナンスの調達資金の大半は発行から3年以内に支出予定であり、調達資金の全額が適格プロジェクト（事業）へ充当されるまでの間は、現金又は現金同等物にて管理します。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

グリーンファイナンスによる調達資金は、レノバの財務・経営企画本部によって専用の帳票を用いて追跡管理される。入出金は財務・経営企画本部が帳票に記帳後、執行役員 CFO の承認のもと行われ、定期的に経営会議で報告することが予定されている。また、入出金の実務は経理部によって行われる。また、追跡管理の状況は定期的に財務部により確認されることが予定されている。

調達資金は、3年以内に充当されるため、グリーンファイナンスの実行から一定の間は未充当資金が発生することが想定される。レノバは、未充当資金を現金又は特定の口座における現金同等物で管理すると定めている。グリーンファイナンスの対象となりうる事業については、自社で保有し運営することを原則としているが、万が一対象資産が資金充当後、滅失・毀損等により資金使途の対象ではなくなった場合には、レノバのウェブサイト上で当該事象について開示したうえで、代替となる適格プロジェクトに再充当する予定である。

調達資金の資金管理については、監査法人による外部監査の対象となっている。調達資金の管理に関する帳簿については、グリーンファイナンスの償還/返済及び法令に基づいた保存期間まで適切に保存される。

以上より、JCRでは、レノバの資金管理体制が適切に構築されており、調達資金の管理方法については本評価レポートにおいて開示されることから、透明性が高いと評価している。

III. レポーティング

【評価の視点】

本項では、本評価対象に基づく資金調達前後での投資家等への開示体制が、詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを評価する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、レノバのレポーティングについて、資金の充当状況及び環境改善効果の両方について、投資家等に対して適切に開示される計画であると評価している。

レポーティングにかかる本フレームワーク

2.4 レポーティング

当社は、適格事業への資金充当状況、調達資金の管理状況及び環境改善効果を年次で、当社ウェブサイトにて報告します。なお、最初のレポーティングについては、グリーンファイナンスの調達から1年以内に実施予定です。

(1) 資金充当状況レポーティング

当社は、適格クライテリアに適合するプロジェクト（事業）に調達資金が全額充当されるまで、資金の充当状況及び事業の進捗状況を年次で、大幅な変更がある場合は適時に、ウェブサイト上に公表します。

開示内容は、カテゴリー毎の資金充当額、調達資金の未充当資金額及び調達資金毎の充当額全額のうち既存の支出として充当された金額です。

(2) インパクト・レポーティング

当社は、グリーンファイナンスの償還/返済までの間、環境改善効果を示す以下の定量的な指標を実務上可能な範囲で当社ウェブサイトにてレポーティングします。なお、当該事業が稼働開始するまでは指標の推定値を開示予定です。

- ・年間 GHG 削減量（CO₂ 換算トン）
- ・年間発電量（MWh）
- ・蓄電池出力（MW）

【本フレームワークに対する JCR の評価】

資金の充当状況に係るレポーティング

レノバは、グリーンファイナンスにより調達した資金の充当状況について、本フレームワークに定める内容を年次でウェブサイト上で開示することを定めている。JCR では変更前のフレームワークに基づいて公表されているレポーティングにおいて、適切に公表されていることを確認している。また、グリーンファイナンスにより調達した資金の使途に変更が生じ、未充当資金が発生した場合も同様にその内容を開示することを確認している。

環境改善効果に係るレポーティング

レノバは、グリーン適格事業の環境改善効果に関するレポーティングとして、本フレームワークに定める内容を年次でウェブサイト上で開示している。資金使途の対象が開発中及び建設中の事業である場合、グリーンファイナンスの実行当初に年間発電量及び GHG 削減量の推定値を開示予定であるが、案件の進捗度合いによっては発電量予測を行っていない可能性がある。そのような場合には、事業の進行に合わせ、技術検討が進み発電量予測の算定が終了次第、速やかにインパクト指標を開示していくこととしている。JCR では、レノバの予定している環境改善効果にかかるレポーティングについて、環境改善効果の算定に必要な指標が十分開示されており、適切であると評価している。

以上より、JCR では、レノバによるレポーティング体制が適切であると評価している。

IV. 組織のサステナビリティへの取り組み

【評価の視点】

本項では、資金調達者の経営陣がサステナビリティに関する問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、サステナビリティに関する分野を専門的に扱う部署の設置又は外部機関との連携によって、サステナブルファイナンス実行方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか、等を評価する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、レノバがサステナビリティに関する問題を経営の重要課題と位置付け、マテリアリティを特定し、投資判断時にはサステナビリティ評価項目に沿った判断を行っているほか、再生可能エネルギーの開発に際して、専門知識を有する部署の知見を取り入れつつこれまで適切に運営を行っている点などについて評価している。

レノバは、「自然と、あなたと、ともに未来へ」をコーポレートスローガンとして、再生可能エネルギー発電施設の開発、建設及び運営を行っている。コーポレートスローガンには、再生可能エネルギー発電施設の開発、建設の過程で人々が暮らす環境に十分配慮することにより、自然から受ける恩恵を引き出し、さらにそれを次の世代へつなげていき、再生可能エネルギーとともに豊かな暮らしを送ることを目指すと謳われている。

経営理念として「グリーンかつ自立可能なエネルギー・システムを構築し重要な社会的課題を解決する」、ビジョンとして「日本とアジアにおけるエネルギー変革のリーディングとなること」を挙げており、気候変動や CO₂ 排出、環境保全への問題へ積極的に取り組むことで、企業価値の向上も実現していく姿勢を示している。

レノバは SDGs コミットメントとして、2030 年までに 2,000 万 t-CO₂e の GHG 削減を掲げており、2026 年 8 月現在で、1,336MW（設備容量ベース）の再生可能エネルギー発電事業（太陽光発電、陸上風力、バイオマス発電及び地熱発電。うち小規模・分散型太陽光は順次運転開始）及び系統用蓄電所事業を国内外で運営している。建設中の案件として、陸上風力、系統用蓄電所で合計 489MW の事業を有しており、コミットメントの達成に向けて着実に実績を重ねている。レノバでは、創業事業である環境コンサルタントより、一貫して環境事業に取り組んできたという経緯もあり、豊富な知見を活かし、可能な限り幅広い再生可能エネルギーの開発に携わっていきたいという思いが強く共有されている。レノバでは、2030 年に向けて再エネ電源のさらなる拡大やニーズに沿った再エネ供給、その導入を支える蓄電池への投資を行うことで脱炭素化の拡大による事業拡大を目指しており、その後 2050 年に向けてはさらに進む脱炭素化を見据えて脱炭素ソリューションプロバイダーとして飛躍的成長を遂げたいという中長期の展望を描いている。

レノバでは、サステナビリティ全般に関しては、広報・IR チームが専門部署として、ステークホルダーとの対話を行い、レノバの事業運営に生かしている。また、「温室効果ガス削減貢献」「腐敗防止」「再エネ発電」等、自社とステークホルダー両社にとって重要な課題（マテリアリティ）を 12 項目特定している。投資決定時には取締役会や経営会議においてサステナビリティ評価項目ごと

に取り組みを評価し、前述の成長とともに、これらのサステナビリティに関する項目についてもしっかりと取り組んでいるかについて確認が行われることを確認している。

再生可能エネルギーに関しては、開発、建設、運営の各段階において、専門知識を有する部署があり、法令や制度の状況の把握から、環境への配慮に関する最新の技術の導入、適切な運営体制が構築され、全方位的に環境面・社会面に配慮できるよう体制が整えられている。

以上から、JCR ではレノバの経営陣がサステナビリティに関する課題を経営の優先度の高い重要課題と位置づけているほか、専門的知見を有する部署によってグリーンファイナンス調達方針・プロセス、グリーンプロジェクト選定基準等が明確に位置づけられていると評価している。

評価フェーズ 3: 評価結果 (結論)

Green 1(F)

本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき「グリーン性評価 (資金使途)」を“g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とした。この結果、「JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性評価	g1(F)	Green 1(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g2(F)	Green 2(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g3(F)	Green 3(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外
	g4(F)	Green 4(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外
	g5(F)	Green 5(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 菊池 理恵子・梶原 康佑

本評価に関する重要な説明

1. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、グリーンファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券又は借入等の資金使途の具体的な環境改善効果及び管理・運営体制・透明性評価等を行うものではなく、当該フレームワークに基づく個別債券又は個別借入につきグリーンファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、当該フレームワークに基づき実施された個別債券又は借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体及び/又は借入人（以下、発行体と借入人を総称して「資金調達者」という）、又は資金調達者の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。なお、投資法人等で資産がすべてグリーンプロジェクトに該当する場合に限り、グリーンエクイティについても評価対象に含むことがあります。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、資金調達者及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部又は全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価：グリーンファイナンス・フレームワークに基づき調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は5段階で、上位のものから順に、Green 1(F)、Green 2(F)、Green 3(F)、Green 4(F)、Green 5(F)の評価記号を用いて表示されます。

■サステナビリティファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンファイナンス外部レビュー者登録
- ・ICMA（国際資本市場協会）に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・UNEP FI ポジティブ・インパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier（気候債イニシアティブ認定検証機関）

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ（<https://www.jcr.co.jp/en/>）に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル